

令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入
防止柵資材購入の一般競争入札に関する公告

令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入防止
柵資材購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令
（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定及び奄美市契約規則（平成18年奄美
市規則第41号。以下「規則」という。）第2条の規定により、公告する。

令和8年10月6日

奄美市長 安田 壮平



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度イノシシ侵入防止柵資材購入
- (2) 納入場所 奄美市名瀬大字朝戸1489番地
奄美市農業研修センター地内
- (3) 数量・特質等 入札説明書（仕様書及び仕様書明細）のとおり
- (4) 納入期限 令和8年12月4日（金）

ただし、資材の準備が整い次第、早めに納入願います。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 奄美市内に本社・支店・営業所を有する事業者のうち、奄美市物品の
調達等に係る入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されてい

ること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 奄美市より指名停止の通知を受けている期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成25年3月27日条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

3 一般競争入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、一般競争入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所（以下ア、イのいずれか）

ア 担当課窓口

奄美市農林水産部農林水産課農水政策係

奄美市名瀬幸町25番8号 電話0997-52-1157

イ 奄美市ホームページ

奄美市ホームページ上に掲載

<https://www.city.amami.lg.jp/kanko/nogyo/chojuhigai/index.html>

(2) 交付期間

ア 窓口での交付

告示の日から令和8年10月16日（金）まで（ただし、土日祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで。）

イ 奄美市ホームページ

告示の日から令和8年10月16日（金）正午まで

4 一般競争入札参加資格申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、受付期間内において一般競争入札参加資格を申請していない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格申請書

(2) 受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月16日（金）まで

（ただし、土日祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

奄美市農林水産課まで電子メールにより提出すること。

メールアドレス：norin@city.amami.lg.jp

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、令和8年10月19日（月）に参加資格申請書に記載されたメールアドレス先へ通知するものとする。

6 一般競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 一般競争入札手続等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 一般競争入札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月21日(水) 午前11時00分から

イ 場所 奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市役所6階中会議室1・2

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、規則第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月21日(水) 入札終了後直ちに行うものとする。

イ 場所 7(2)イに同じ。

(5) 落札者の決定方法

規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

規則第13条の規定を満たしていない入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、規則第34条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

9 最低制限価格の設定 無

10 その他 詳細は、入札説明書によるものとする。